

第 54 期 第 14 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 6 年度第 7 回）
議 事 録

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 16 日（水） 10 時 00 分～12 時 00 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室
3 出席者
（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員
（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、山本委員
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、山下委員
（熊本労働局） 金成労働局長
【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

- 4 議 題
（ 1 ）熊本県特定（産業別）最低賃金改正の報告及び答申について
（ 2 ）その他

5 議事内容
指導官

ただ今から、第 54 期第 14 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 4 名で、委員総数 15 名中 13 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。

本日は、報道機関 3 社から申し込みがございましたが、1 社から取材および傍聴にお見えですので報告いたします。

続きまして資料についてです。会次第の資料目次を御覧ください。資料 1 から資料 4 を準備してございます。

内容を御確認いただき、過不足等ございましたら後ほどで結構ですので、お申し付けいただければと存じます。

それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

会長

皆様おはようございます。おかげさまで特定（産業別）最低賃金のほうも結審をいたしまして、本日の本審を迎えることができました。まずは皆様方の御協力にお礼を申し上げます。

特定（産業別）最低賃金に関しましては、後に詳細を申し上げますが、本年度の地域別最低賃金の審議につきまして少し言及をさせていただければと存じます。

地域別最低賃金の審議におきましては、最低賃金法の3要素を前提といたしまして、今年度可能な限り熊本県下の状況を示す各指標等を総合的に勘案し、952円という額を結審したところです。福岡を除く九州他県が本審議会より後に結審するという状況の中で、結果的に下から2番目という順位になりましたが、少なくとも熊本県の最低賃金審議会におきましては、他県の動向というよりはむしろ本県のデータを中心に、客観的なエビデンスに基づく議論を行った結果であるという点は、ここで改めて確認させていただければと思います。

また、近年、最低賃金にかかわる政府の発言というのも増えておりまして、政治的な動向が都道府県の最低賃金額に影響を及ぼすといった状況も生じております。このような中で県固有の状況に基づく適正な賃金額の決定と、結果的な全国から見た順位、それから、これに伴う人材流出等の課題を地方の最低賃金審議会がどのように捉え、判断するかということが年々問われるようになってきているように思います。この問いに対しまして、唯一、絶対的な正解というのではないかと思います。少なくとも、最低賃金審議会の会長という立場からすると、私は、今の地方最低賃金審議会という制度が存在する以上は、その意義を損なわないような在り方というのが望ましいのではないかと考えているところです。この点で、結果的な順位のみにも拘泥した議論、あるいは評価につきましては、少し疑問を呈したいなと思い、今回冒頭でこのようなお話をさせていただきました。

それでは審議のほうに入っていきたいと思っております。議題1の「熊本県特定（産業別）最低賃金改正の報告及び答申について」です。

熊本県最低賃金の改正決定につきまして、熊本県特定（産業別）最低賃金の改正につきまして、改正決定の諮問をいただきました「電気機械専門部会」及び「輸送機械専門部会」におきまして、審議を行いました結果、10月10日までに改正決定を全会一致により結審したところでございます。その審議経過につきましては、各部会長から報告致します。

それぞれの専門部会報告書（写）は、お手元に資料としてお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

資料1-1が、電気機械専門部会報告書（写）、資料1-2が、輸送機械専門部会報告書（写）でございます。

それでは、電気機械専門部会、輸送機械専門部会の順に報告いたします。まず、電気機械専門部会の審議経過につきまして、本田部会長から報告をお願いいたします。

本田委員

では、私のほうから報告をさせていただきます。

電気機械専門部会は予備日も含めて全3回にわたって審議をさせていただきました。例年そうなのですが、電気機械分野における労働条件の向上とか、競争の観点から賃上げをできる限り図らなければならないというところについては、労使、見解を共にしております、かつ、比較的妥当な金額から提示が進むので、今回、初回なども17円差、非常にそれぞれの提示された金額の差の少ないところからスタートしています。

労働者側は電気機械産業の熊本県における付加価値の創出の額であるとか、この産業の役割、今後の見通しも含めてできる限り大きな金額の引き上げが必要だという基本的な見解をベースにしながらも、労使間の団体交渉を補完という役割を持っているというところを念頭において、そこにどう金額を近づけていくのか、ということで連合の賃金額との乖離を何年かで埋めていくような考え方を示されて数字を提示しておられます。

また、使用者側のほうも電気機械産業の分野については、例年、熊本は地域別最低賃金との同じ程度の引上げ額が実現されていまして、今年などはTSMCの稼働もあるのでどれぐらいの金額を見るのか、そこが実はTSMCをどう評価するかと絡むのですが、悩ましいところでした。といいますのもこの波及効果というのが、電気機械専門部会において対象とする産業全体に及ぶものではないばかりか、サプライチェーンに熊本の企業が入っていくのも容易ではない、というところについてはあまり争いが無いところでして、それだけをもって金額の大幅な引き上げを可とする状況にはないというお考えです。使用者側からは、地域別最低賃金に関する全国の議論、又は熊本の議論も踏まえた金額の提示をいただいて審議が進められたという経過にございます。

第2回目の審議の日においては、双方からの提示額の乖離は10円にまで縮まったのですが、なお乖離がありましたので3回目の提示を求め、労働者側からは3回目の提示、また3回目の期日においては使用者側から3回目の提示をいただいて、この時点で3円の乖離まで縮まることができました。

それぞれの日において、公労公使の協議も重ねつつ議論を進めていったのですが、影響率であるとか、例えば業務改善助成金における45円のコースがあることなども含めて、金額がどの辺りであれば全会一致に至れるのかというのを双方にも真摯に検討していただきまして、最終的にはプラス56円、昨年の段階での電気機械の特定（産業別）最低賃金940円にプラス56円をした996円という金額で全会一致に至ったと、そのような経過をたどっておりますのでその旨御報告させていただきます。以上です。

会長

それでは次に、輸送機械専門部会の審議経過につきまして、部会長であります私から御報告をさせていただきます。

今年度ですね、まず労働者側の基本的見解といたしましては、近年、地域別最低賃金との差額というのが縮まってきており、特定（産業別）最低賃金の優位性が失われてきているという点、他方で価格転嫁等が順調に展開してきている、あるいは需要の落ち込みというのがない中で回復基調にあるといった観点から、やはり継続的に一定以上の優位性の確保が特定（産業別）最低賃金においては必要ではないかという見解を述べられたところです。

他方で使用者側におきましては、とりわけ労務費の価格転嫁率については低い状況に留まっているところ、あるいは地域間格差というのが一定程度認められるという点、さらには、4輪については回復基調がみられるものの、他方で2輪についてはそれほど回復基調というのがみられないといった、そういう観点からそれぞれ御主張が開始されたというところです。

第1回目の審議におきましては2回の金額提示が行われました。労使ともに1回目の根拠につきましては昨年と同様に協約最低額あるいは中小の春闘の妥結率というものを前提とした金額提示をいただいたところです。ただし、いずれも昨年に比べまして本年度は、金額が高くなっておりますことから、昨年度よりも高い引上げ率でのスタートということになりました。第1回目の審議の2回目の金額提示におきましては、根拠につきましては昨年と異なり、とりわけ使用者側におきましては、昨年度と比較いたしますと、特定（産業別）最低賃金の引上げ率といったものに、さらに地域別最低賃金の引上げ率等を考慮するといったかたちの金額提示をされまして、昨年度に比べるとより特定（産業別）最低賃金の引上げを意識された御主張をいただいたところです。このような1回目の金額提示から致しますと、公益としては、おそらく価格転嫁の進展状況や景況感、人手不足等によりまして労働者側のみならず使用者側においても昨年を上回る特定（産業別）最低賃金の引上げというものにつきましては共通の土台というのが形成されているのではないかというふうに考えたところでございます。

引き続きまして、第2回目の審議でございます。こちらでは3回目、あるいは4回目の金額提示をいただきましたが、3回目につきましては労使ともに2回目の金額提示から動かずという御提案でございました。そこで私のほうから別途、価格転嫁にかかる新聞報道あるいは財務省のデータ等をお示ししつつ、さらなる歩み寄りをお願いいたしましたところ、4回目の金額提示におきましては一定程度の歩み寄りが見られたところでございました。

最終的には私のほうから両者に対して、優位性というふうな観点からしてもこれについては様々な考え方がありうるということ、それから、価格転嫁等々の進展状況や景況感等につきましては一定程度の改善がみられることから、労使双方、昨年度を上回る特定（産業別）最低賃金の引上げにつきまして共通の理解があるのではないかというようなお話をさせていただきまして、今年度につきましては地域別最低賃金に対する額としての優位性は維持しつつ、他方で2極化、ここ数年の高い値上げによります中小、零細企業の経営困難状況等も配慮したうえで熊本県最低賃金プラス去年と同額の67円の引上げということで双方に折り合いをいただいたというかたちで、結論としては全会一致の1,019円という額になっております。

以上で、電気機械専門部会、輸送機械専門部会の報告につきまして皆様にお示しいたしましたが、御質問はございませんでしょうか。なお、いずれの特定（産業別）最低賃金専門部会におきましては、改正決定に係る審議が全会一致で結審しておりますので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用いたしまして、専門部会の決議をもって審議会の決議となります。このため、既に答申文を作成し、皆様にお配りしております。

資料 2 - 1 が電気機械専門部会の答申文（写）になります。資料 2 - 2 が輸送機械専門部会の答申文（写）となっております。

皆様御覧いただきまして御質問等ございませんでしょうか。

委員全員 (質問なし)

会長 ないようでしたら、当審議会から熊本労働局長へ、2つの特定（産業別）最低賃金の改正決定につきまして答申文をお渡ししたいと思います。

(答申準備)

指導官 それでは、熊本県電気部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の特定（産業別）最低賃金の改正決定について答申いたします。
会長よろしく申し上げます。

会長 令和 6 年 10 月 16 日熊本労働局長殿
熊本地方最低賃金審議会長
2つの産業にかかる熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定について答申いたします。
どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長より局長へ答申文手交)

指導官 ありがとうございます。
それでは、金成労働局長から一言挨拶を申し上げます。
局長、お願いします。

局長 ただいま熊本地方最低賃金審議会から「電気機械」、「輸送機械」それぞれの最低賃金の改正決定について答申をいただきました。
本年度は、8月21日の第12回本審におきまして、今回答申をいただいた2つの熊本県特定（産業別）最低賃金について諮問をさせていただきました。
9月下旬から始まりました専門部会の調査審議におきましては、短い調査審議日程にもかかわらず、真摯な審議の末、全会一致により、本年度の改正額の答申をいただきましたことに、感謝を申し上げる次第でございます。
今後は、いただいた答申を踏まえて、12月15日発効に向け、所定の手続きを進めてまいります。
熊本県（地域別）最低賃金とともに、今回答申をいただいた2つの特定（産業別）最低賃金の周知に努めてまいります。
熊本労働局におきましては、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、「年収の壁」への支援など、中小企業・小規模事業者が事業場内最低

賃金・賃金引上げに向けた支援などに引き続き取組んでいくこととしております。

最後に、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり真摯な審議をいただいたことに改めてお礼を申し上げます。

誠にありがとうございました。

指導官 申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

会長 局長どうもありがとうございました。
今後の手続きにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

室長 今後の日程につきましては、本日、特定（産業別）最低賃金の答申をしていただきましたので、本日 10 月 16 日から異議申出の公示を行います。公示期間は異議申出締切である 10 月 31 日までといたします。

異議申出がなされますと、異議申出に係る審議を行っていただくことになります。異議申出がなされた場合は、翌日の 11 月 1 日に本審、異議審の開催を予定しております。その後、11 月 6 日に官報持込、11 月 15 日の官報公示を経て 12 月 15 日に発効となります。

私からは以上です。

会長 ありがとうございます。
それでは、労働局長に対して答申をいたしましたので、熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会の任務が終了しました。よって、熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止したいと存じますがよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

会長 それでは、熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止が議決されました。

続きまして、議題の 2 「その他」に移りたいと存じます。

3 点用意しております。1 点目は、「令和 6 年度熊本県最低賃金額の改定に関する公益委員見解」について説明したいと思います。今年度の熊本県最低賃金の改正決定における審議におきまして、公益見解を書面でまとめて委員の皆様へ配付することをお話ししておりました。

資料 3 にまとめまして、お手元に配付をさせていただいていると思います。御確認をお願いできればと存じます。

文面が長いのですべてを読むことは致しませんが、地域別最低賃金の専門部会につきましては、最終的に公益見解を出させていただきまして、そして皆様と議決をさせていただいたという流れになりますので、その時にお話しした内容を文章としてまとめたものになっています。

冒頭のところだけ少し、ここで御確認のために、本年度の地域別最低賃金の基本的な私共の姿勢として、このようなスタンスを取りましたということを読み上げさせていただければと思います。

今年度、中央最低賃金審議会から示された目安額ですね、50円という額はCランク全体の物価上昇率というのから見ますと、若干高すぎるように思えなくもない金額であったと思います。ただし、審議の中でお示したデータによりますと、熊本県の物価というのは九州の中でも相対的に高く、また、実質賃金の低下というのがここ数年著しい状況にあります。もとより、最低賃金法で求められる3要素というのは「生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払い能力」というものでございますが、最低賃金法に置けます立法目的ですね、賃金の低廉な労働者の生活の安定の確保といった観点から致しますと、中央最低賃金審議会報告の中にございました、消費者物価の上昇から労働者の生計費というのを3要素の中でも特に重視すべきという判断に、本年度の公益見解としては与したいというふうに考えました。また、労働者側の主張に一部ございましたが、現行の最低賃金水準ではワーキングプアに留まざるを得ない方が生じるといった状況等も勘案いたしまして、やはり生計費が乏しくなりがちな非正規、あるいは未組織労働者への所得保障の波及効果といった点にも配慮すべきではないかというふうに考えたところです。

ここを第1段階目に念頭に置いたうえで、3要素というものの、それから可能な限り県下の状況を示す各種指標といったものを以下に書いてございまして、総合的に勘案し今年度の最終的な熊本県としての最低賃金額を、公益見解としてお示しをさせていただいたというところでございまして。

ということで非常に簡単ではございますが、公益見解について御紹介をさせていただきます。

何か、今の時点で御質問や御意見があれば、よろしいですか。

では、2点目といたしまして、発効日に関する件につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

室長

今年度の熊本県最低賃金改正の調査審議におきまして、発効日に関して使用者代表委員、労働者代表委員それぞれから意見が出されたところであります。いずれの意見についても熊本労働局から厚生労働本省に報告するよう要望が出されました。これを受けて、「発効日に関する意見」につきましては、今年10月10日に厚生労働省労働基準局賃金課主任中央賃金指導官あて報告させていただいたことを報告させていただきます。

私からは以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局から、発効日につきまして労使それぞれの意見を聴取したうえで、双方の意見を厚生労働本省にお伝えいただいたという御説明があったところでございますが、この点につきましては、委員の皆様から何かございましてでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、予定をしていた議題といたしましてはここまですが、本日、一応一つの区切りではありますので、何か皆様から率直な御意見や御感想があればお伺いすることにしようかなと思うんですが、率直な意見を言うのに非公開としたほうがいいということであれば非公開と

させていただきますが、特にそれは必要ないということであれば、このまま続けさせていただきますが。

よろしいですか。

それでは、今回、ひとつの区切りですので、今年度の振り返りとして皆様のほうから御意見とか御感想があれば、この場をお借りしてお伺いしたいと思いますのですが、何かございますでしょうか。

浦田委員 じゃ、私のほうから。

会長 浦田委員どうぞ。

浦田委員 今回の審議の中でですね、業務改善助成金の採択率というか件数というか示されて、マスコミさんの前でいうのもなんですが、非常に申請件数は多かったんですけども、採択率が悪かったという数値がございました。ここについて、私も各商工会の経営指導員の方にどういう状況なのか聞いたんですけども、なかなか明確な答えが出てこなかったんですけど、審査を簡易的に、合理的にやっていただいて、スムーズな申請の受付、多分申請の受付はされたものの、書類の不備が多かったんだろうという気もしますけど、そこに対するアドバイスとか、そういった体制をとって、今回の54円という額に対して一番有効な助成金だと思いますので、その点について労働局のほうもしっかり目配りしていただきながら事業者のほうに届けていただくようなかたちにしていいただければと思います。

会長 ありがとうございます。

ほかに使用者側委員からはよろしいですか。

今後は環境整備が非常に重要になってくると思いますので、是非円滑な活用ができますようにどうぞよろしく願いいたします。

では、労働者側のほうは何か。

はい山本委員どうぞ。

山本委員 関連して申し上げたいと思います。

業務改善助成金の申請のタイミング、申請ができる期間、ここにも若干問題があるのかなと思っております。現状は発効日までに賃金を引き上げなければならないような状況になっていると思います。就業規則なども見直したという結果をもって申請してください、それも発効日前までにというルールだったかと思うのですが、そうしますと、最低賃金審議会で結審をして、発効日までに1か月か2か月くらいしか期間がないという状況が今生まれています。したがって申請そのものが、例えば、発効日前に賃金を引き上げて、それを発効日の後でも申請できるという仕組みだとか、そういうかたちをとっていただくと、もっと申請をしやすい、時間の余裕もできるのではないかなというふうに思ってもございます。これは全体のルールの話だろうと思いますから、ここでということではないのかもしれませんが、申請ができる、

申請をするタイミング、なにか工夫が必要ではないかという感想を持っています。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ほかに労働者側の方、よろしいでしょうか。

運用の在り方についての御提案ということですので、すぐに対応というのは難しいとは思いますが、検討事項としてお願いができればと思います。

山本委員、どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見がないようであれば審議を続けたいと思います。

ただいま労使の御意見にも少し重複する部分ではあるかと思いますが、環境整備につきまして、審議会からの建議を踏まえました労働局の対応につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

室長

お配りしている資料4 - 1と4 - 2を御確認ください。これは、熊本県知事と熊本市長への協力依頼についてです。

本年8月27日に、熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対して「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです。建議を踏まえて、資料4 - 1にありますように本年10月3日、熊本県知事に対して熊本労働局長から協力依頼を行いました。ここでは、倉田会長にも同席していただきました。

また、資料4 - 2にありますように本年10月7日、熊本市長に対して労働局長から協力依頼を行いました。

熊本県知事、熊本市長ともに、協力依頼についての趣旨を理解いただき、協力依頼に対する対応については検討するとのコメントをいただきました。

「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」は、熊本市を除く県内市町村に対して、文書による協力依頼を行う予定としております。

事務局からは以上です。

会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局の御説明に対して御質問等ございますでしょうか。

それでは、御質問等ないので、事務局から今後の審議日程につきまして御説明をお願いできればと存じます。

室長

今後の審議予定につきまして、御説明いたします。

先ほど今後の事務手続きの中で説明しましたが、10月31日木曜日までに異議申出を受け付けております。異議申出がなされた場合は第15回本審、異議審を、11月1日金曜日午前10時から、ここ労働局10階会議室で開催することとなります。

異議申出がなされた場合、委員の皆様には、すぐにメールでお知らせいたします。異議申出がなかった場合は、10月31日17時頃に最終的な連絡として異議審の開催がない旨の連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

会長

ありがとうございます。日程につきましても皆様よろしいでしょうか。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の審議を終了したいと思います。

お忙しい中、真摯に審議を行っていただきありがとうございました。皆様
方の御協力、御尽力にあらためてお礼を申し上げます。

ありがとうございました。